

4 金 沢 志 津 夫 議 員

- 1 「非核・平和の町宣言」にふさわしい町の対応を
- 2 不法投棄と清掃センターの対応は
- 3 安心・安全な町道の除排雪を



1 「非核・平和の町宣言」にふさわしい町の対応を

岩内町議会は、昭和61年3月20日に非核・平和の町宣言を決議し、町内外に核兵器廃絶と平和への誓いを宣言。町内2か所に三角柱の看板を設置して35年が経過しました。

日本は、広島、長崎に原爆が投下され、その後、アメリカのビキニ環礁における水爆実験で、三たび原水爆の被害にあった唯一の被爆国です。

地方から核兵器廃絶を宣言することは大きな意義あるもので、岩内町民の良心を結実させた不変の誓いは、後世にも引き継がれるべきものであります。

今年1月22日、国連加盟国の3分の2に当たる122か国が賛成し、50か国が批准して採択された核兵器禁止条約は、その使用、威嚇、開発、実験、製造、移譲などをすべて禁止とし、これが国際的な潮流として支持が拡大されております。

一方で、核兵器使用の脅威もかつてなく高まっている中、被爆国日本は核保有国の核の傘にあることを理由に、未だ核兵器禁止条約の署名・批准を拒み続けています。

岩内町議会でも、核兵器禁止条約の批准を国に求める意見書案は反対多数で否決されており、世界的な潮流、非核・平和の町宣言に逆行。先人の思いすら否定する態度を変えておらず、先進的な町村議会から動向が注視されております。

- 1、岩内町は非核・平和の町宣言をどのように認識し、核兵器の脅威、平和の尊さを町民に知らしめ、さらに自治体として国に核兵器禁止条約の署名・批准を求める行動を起こすべきと思うが、その考えを伺います。
- 2、35年前に設置された二本の三角柱は今はなく、町の姿勢が問われていますが、今後、看板を設置する予定について伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、非核・平和の町宣言についての町の認識と、核兵器禁止条約の署名・批准を求める行動についてであります。

非核・平和の町宣言につきましては、世界の平和と安全、人類の幸福は世界諸国民の共通の願いであり、平和こそ住民生活の基本であるとの理念のもとに、非核3原則が完全に実施されることを願い、あらゆる国の核兵器の廃絶を求め、平和と安全、人類の幸福に寄与すべく岩内町議会において決議されたものであり、町といたしましても、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現は、町民の総意であると認識しております。

次に、核兵器禁止条約の署名・批准を求める行動についてありますが、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現は、社会の総意であると受け止め、核兵器による悲劇が再び繰り返されてはならないとの信念のもと、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島市と長崎市が中心となり設立された平和首長会議に、本町も令和2年3月に加盟しており、この平和首長会議において、令和2年11月20日、内閣総理大臣に対し、核兵器禁止条約の締約国となるよう要請する旨の文書を提出しているところであります。

2 項めは、非核・平和の町宣言の看板の設置についてであります。

町では、非核・平和の町宣言についての看板を栄地区と敷島内地区の2箇所に設置しておりましたが、敷島内地区に設置した看板は腐食により倒壊したため、また、栄地区に設置した看板は腐食による倒壊の恐れがあるため撤去したことから、現在、町内に設置している看板はない状況となっております。

町といたしましては、新たな看板の設置については予定しておりませんが、現在、啓発の一環として、役場庁舎正面玄関に設置している電光掲示板にて核兵器廃絶宣言の町について表示しているところであり、今後におきましても、ホームページなどの広報媒体を活用し、平和首長会議による核兵器廃絶や世界恒久平和の実現に関する取組などについて、周知するよう努めてまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

今年8月6日広島、9日長崎において、広島・長崎の両市長は、平和宣言の中で核兵器禁止条約について、一日も早く日本政府が署名・批准することを、参列した菅総理の前で堂々と述べております。地方の自治体からこうした行動を起こすことが今一番重要だと思います。

岩内町も平和首長会議に参加するだけでなく、国に核兵器禁止条約の署名・批准を求めることが、非核・平和の町を宣言した町として最もふさわしい行動と思いますが、その考えがあるかどうかについて再答弁を求めます。

また、核兵器廃絶を宣言した町として、庁舎内の電光掲示板だけで町民に知らしめるには極めて不十分です。未来に責任を持つ子供たちの平和教育のためにも、役場庁舎前にせめて一本でも、非核・平和の町の看板を高く掲げるべきと思うが、再答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、国に対し、核兵器禁止条約の署名・批准を求めることが、最もふさわしい行動と思うが、その考えがあるかについてであります。

核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島市と長崎市が中心となり設立された平和首長会議には、令和2年11月20日現在で、全国1,733もの市区町村が加盟しており、町といたしましては、町独自で取り組むよりもこの平和首長会議を通じた行動を取ることが、核兵器の廃絶、世界の恒久平和の実現に資するものであると考え、本会議に加盟したところであり、今後もこの会議を通じて対応してまいります。

2 項めは、役場庁舎前に非核・平和の町の看板を高く掲げるべきではないかについてであります。

看板を設置することも、町民の皆様へ周知するための1つの手法であると認識しておりますが、現状においては、ホームページなどを活用することが、若い世代の方々など幅広い年代層に周知することができる最も有効的な方法であると考えておりますので、新たに看板を設置するのではなく、ホームページなどの情報発信ツールを活用し、非核・平和の町を宣言していることや、平和首長会議による取組などについて、周知するよう努めてまいりたいと考えております。

2 不法投棄と清掃センターの対応は

共和町から岩内町へと移設された岩内地方清掃センターは、人口比率の大きい岩内町民にとって利用頻度も高く、自己搬入の料金が割高になりながらも清掃センターには終日、自己搬入の車が往来している状況にあります。しかし、それと並行して起きているのがゴミの不法投棄問題です。自己搬入の際、清掃センターの都合で燃やせるゴミと燃やせないゴミの受け入れが出来ない日は、周辺の至る箇所に受け入れ拒否されたと見られるゴミが散乱、道路や側溝、空き地や民有地に投棄され、マナー違反が社会問題になりつつあります。

町では不法投棄禁止の看板を数か所設置したり、自己搬入出来ない日にちを防災無線で周知していますが、目立った進展は見られず、抜本的な対策が必要です。

これまでの不法投棄の取組と改善策について伺います。

清掃センターの受け入れで、搬入拒否する事由や住民への周知はどうなっていますか。臨時の仮置き場で対応出来ないのでしょうか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、これまでの不法投棄の取組と改善策についてであります。
不法投棄については、住民一人ひとりのモラルが求められている中、依然として、一部の心無い方による、公道やごみ収集場所、河川用地などへの不法投棄が後を絶たない現状であります。

これまでの町における不法投棄対策といたしましては、広報紙や防災行政無線・ホームページによる啓発活動、さわやかいわないクリーンアップ運動による清掃活動、特に不法投棄が多い場所への啓発看板の設置、町職員による日常的な監視パトロール活動、岩内警察署と連携した投棄者に対する撤去指導など、未然防止や早期発見・早期対応に努めながら、不法投棄の抑止と住民のモラル向上に力を注いでいるところであります。

また、岩内地方清掃センターにおきましても、ごみ処理基本計画に不法投棄対策を掲げ、直接搬入時に飛散したと推測されるごみを発見次第、職員が積極的に撤去しているなどの対応に取り組んでいるとのことでもあります。

今後の改善策といたしましては、これまで取り組んでいる対策の一層の充実・強化を図るため、北海道や後志管内の市町村・衛生組合・警察署などで構成される、後志地域廃棄物不法処理対策戦略会議などを通じて、関係機関が連携して実施すべき施策の検討や、情報交換などを積極的に行うとともに、北海道地方環境事務所が実施する不法投棄監視カメラ貸与事業の検討や、岩内地方清掃センターへの監視パトロールの強化要請など、岩内地方衛生組合や構成町村、岩内警察署などの関係機関との連携を密にし、不法投棄防止の推進に努めてまいりたいと考えております。

2 項めは、岩内地方清掃センターでのごみの搬入拒否の事由と住民への周知方法、臨時仮置場による対応の可否についてであります。

岩内地方清掃センターでは、供用開始以来、毎月1回、燃やせないごみを細かく砕く破砕選別施設の定期点検を行っており、その実施日にあたる通常月末の月曜日を、燃やせないごみの受け入れができない日と設定していることに加え、リサイクル法対象品やごみ処理設備で処理が困難な事業系ごみや漁網などについては、受け入れができない品目となっております。これらの内容につきましては、町の広報紙に毎月折り込んで、まちのカレンダーや防災行政無線、家庭ごみ・資源物の分別ガイドブックなどで住民周知に努めており、さらには、清掃センターにおきましても、岩内地方衛生組合のホームページや、搬入受付窓口に次の受け入れができない日を掲示するなど、周知しているとのことでもあります。

また、破砕選別施設の定期点検日に誤って燃やせないごみを持ち込まれた方のための臨時仮置場での対応につきましては、施設内における仮置き場所の確保が困難であること、また、定期点検日に燃やせるごみを搬入するじん芥車や、一般車両の安全・安心な導線に支障をきたすことから、定期点検日における燃やせないごみの受け入れを停止しているとのことでもあります。

今後におきましても、町と岩内地方衛生組合により、利用される住民の方々に対し、受け入れ可能な日、及び対象品目について、解りやすく丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

3 安心・安全な町道の除排雪を

宮園地区にある町道・岩内宮園東通りは冬期間、度々猛吹雪により吹き溜まりが発生し、ホワイトアウト現象と化し、町の除雪ロータリー車でさえも立ち往生し、交通障害や事故が多発し、警察が出動するなど、命にも関わる町内でも有数の危険地域であります。周辺が牧場跡地で吹雪を遮る構造物もなく、試験的に防雪柵が設置されているようですが、住民からは安全対策を望む要望が出されており、冬期間の吹き溜まり対策をどう講ずるのか、お伺いします。

また、町道・岩内幌似街道も吹き溜まり路線で、冬の風物詩として語られていますが、宮園シベリヤ団地内の除雪は舗装された中心路線しか行われておらず、左車道部分の積雪は高齢者が人力により辛うじて車道が確保されているという状況にあります。左車道部分が町の除雪計画に組み込まれていませんが、関係部署と十分協議し、適切に対応出来ないのでしょうか。

住民に寄り添う町の姿勢が問われます。対応策をお伺いします。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、冬季間の吹き溜まり対策についてであります。

北海道をはじめとする降雪地帯では、冬季間における荒天時にホワイトアウトや、吹き溜まりによる交通障害が発生しており、冬の雪道の安全対策として、防雪柵や防雪林、視線誘導施設の整備を、国道・道道・市町村道の各道路管理者が必要に応じて実施しております。

こうした中、本町におきましても、宮園地区に位置する岩内宮園東通りの特定箇所において、隣接する大規模な牧場の跡地に起因して、荒天時にホワイトアウトや吹き溜まりが発生し、交通障害を度々引き起こしていたことから、その対策が急務となっております。

町といたしましては、現地の状況から、荒天時の道路の視認性を確保するため、視程改善、視線誘導効果の高い柵の設置が有効であると判断し、現地の風況等を考慮しながら、当該路線の屈曲部において、令和元年度に防雪柵、吹き払い柵を試験的に設置したところ、一定程度の効果が見られているところであります。

この防雪柵を設置した理由といたしましては、防雪柵については、吹きだめ柵、吹き止め柵、吹き払い柵、吹き上げ防止柵の4型式がありますが、個々の柵の特性と現場条件から、総合的に判断することが肝要であり、平地で道路敷地の幅員が狭い当該地域においては、吹き上げ防止柵については、主に山岳地で斜面を吹き上がる風による吹き溜まりを防止する柵であることから適しておらず、また、吹きだめ柵及び吹き止め柵は、道路との離隔を要する柵であることから適していないものと判断し、この型式の防雪柵の設置ではなく、道路向かい側の住宅や取付道路への影響、除雪車両の作業条件、架空線とのクリアランス、斜め風に対しても効果を発揮し、道路景観等にも配慮した樹脂製の吹き払い柵を選定したところであります。

また、こうした防雪柵は、大規模な整備が必要となる場合は、現地の風況調査や土質試験などの詳細な調査と一定の期間を必要とするものであります。今回のような小規模の場合は、メーカーにおいて、ある程度のデータの蓄積があり、効果的な整備が見込まれたため、実施に至ったものであります。

いずれにいたしましても、設置した防雪柵の試験施工の効果を引き続き検証するとともに、前後の残区間についても、冬季間のホワイトアウトや吹き溜まりの発生状況を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。

2 項めは、宮園団地東側敷地の除雪についてであります。

宮園団地の東側にあたる敷地につきましては、建築当初、団地に付属する緑地帯として整備したものであります。入居者の自動車所有率が増加したことや、団地敷地内に流入する雨水を抑制するため、砂利を敷き詰めるなどの再整備を実施したものであり、町道の認定基準としている道路用地の幅員や路面排水等を満たさず、町道路線の認定をしていないことから、町道除排雪対策事業の除雪計画には組み込まれていない現状であります。そのため、当該敷地の取扱いにつきましては、共用通路や玄関前などと同様に共同施設として位置付けられており、除雪を含めた、それらの維持管理につきましては、岩内町営住宅条例第21条第1項の入居者の保管義務等の規定や、共同施設が家賃算定上の対価に含まれていないことなどの理由により、団地敷地内通路の除雪と同じく、原則、入居者及び入居者同士の協力のもと、対応することになっております。

こうした中、冬季におけるトイレの汲み取りや給油、空き住戸からの落雪など、生活に支障をきたす状況や、災害級の降雪時には、これまでも緊急的な措置として、職員による除雪や建設課の除雪車両での除排雪を行ってきているところでもあります。

したがいまして、今後におきましても、緊急度合いなど必要に応じた対応を進めるとともに、高齢者や障害者世帯等に対しては、在宅老人除排雪サービス事業などの福祉的な支援も含めた庁内連携を図りながら、入居者の事情に配慮した対応に、引き続き努めてまいりたいと考えております。